

第4章 環境影響評価

第1節 環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

第2節 本県における環境影響評価制度の経緯

本県では、県内で行われる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業で、一定規模以上のものを対象とした「宮崎県環境影響評価要綱」を平成4年4月に告示し、同年10月から施行しました。

その後、平成8年3月制定の宮崎県環境基本条例で「環境影響評価の推進」が明記され、さらに、同条例に基づき平成9年に策定された宮崎県環境基本計画において、環境影響評価法（平成9年制定）との整合性を確保することなど、制度の充実が求められたことから、平成12年3月に「宮崎県環境影響評価条例」を制定し、平成12年10月1日から施行しました。

平成26年には、環境影響評価法の一部改正（平成23年）を踏まえ、宮崎県環境影響評価条例及び同条例施行規則を一部改正し、方法書説明会の開催義務化など手続の充実を図るとともに、風力発電所を対象事業に追加しました。（平成26年9月1日施行）

また、平成28年3月には、宮崎県環境影響評価条例施行規則を一部改正し、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置など、土地造成を伴う一定面積（50ヘクタール）以上の開発事業を対象事業に追加しました。（平成28年10月1日施行）

第3節 環境影響評価の実施状況

環境影響評価法及び宮崎県環境影響評価条例に基づく手続のほか、公有水面埋立法等の個別法に基づくものを含め、平成30年度に県が審査等に関与した環境影響評価の案件は下表のとおりです。

環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況（平成31年3月末現在）

種類	事業の内容	実施主体	事業区域	手続状況
風力発電所	串間風力発電所（仮称）設置計画	串間ウインドヒル(株)	串間市	手続終了(平27.9.1 評価書公告) 工事完了後、事後調査報告書提出予定
風力発電所	(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業	ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)	諸塚村、五ヶ瀬町	準備書に対する知事意見送付済み (平30.6.25)
風力発電所	(仮称) 日南風力発電事業	Sky Wind SPC1(株)	日南市	配慮書に対する知事意見送付済み (平28.6.3) 方法書提出予定

宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施状況（平成31年3月末現在）

平成30年度は、宮崎県環境影響評価条例に基づき県が審査等に関与した案件はありませんでした。

個別法に基づく環境影響評価の実施状況（平成31年3月末現在）

平成30年度は、公有水面埋立法等の個別法に基づく環境影響評価に関与した案件はありませんでした。